

消基発第 776 号
令和元年 12 月 18 日

各 市 町 村 長
各消防補償等組合管理者
各水防事務組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 宮 田 昌 一
(押印省略)

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災診療費算定基準について」（昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号）、「労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について」（昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号）及び「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」（昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号-1）の一部が改定されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

1 診療に要する費用の算定基準

- ・ 初診料及び再診料を引き上げたこと

2 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準について

- (1) 初検料、整復（固定・施療）料及び後療料の算定額の一部を引き上げたこと
- (2) 再検料、運動療法料、特別材料費及び包帯交換料の算定額を引き上げたこと

3 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準について

- ・ 初検料及び施術料の算定額の一部を引き上げたこと

4 その他

- ・ その他必要な字句の整理を行ったこと

第2 適用日

改正後の診療に要する費用の算定基準、柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、令和元年10月1日以降の診療及び施術に係るものから適用すること

第3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。

別 添

療養費用算定基準細目の一部改正について

令和元年 12 月 18 日

療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2 「療養費用算定基準細目」の一部を次のように改正する。

I の本文中「（最終改正：平成 30 年 3 月 5 日）」を「（最終改正：令和元年 8 月 19 日）」に改める。

I の 1 中「3,760 円」を「3,820 円」に改める。

I の 1 の(2)中「1,880 円」を「1,910 円」に改める。

I の 3 中「1,390 円」を「1,400 円」に改める。

I の 3 の(2)中「690 円」を「700 円」に改める。

I の 4 の(3)を次のように改める。

(3) 四肢以外に行った創傷処置（100 cm²未満）の取扱いについては、45 点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象として差し支えない。

I の 20 中「（最終改定：平成 30 年 3 月 5 日）」を「（最終改正：令和元年 8 月 19 日）」に改める。

Ⅲの 1 中「2,485 円」を「2,545 円」に改める。

Ⅲの 4 中「480 円」を「490 円」に改める。

Ⅲの 5 の表の骨折（整復料）の項の整復（固定・施療）料の欄中「13,800 円」を「14,000 円」に、「6,240 円」を「6,440 円」に改める。

Ⅲの 5 の表の骨折（整復料）の項の後療料の欄中「980 円」を「990 円」に改める。

Ⅲの 5 の表の不全骨折（固定料）の項の整復（固定・施療）料の欄中「11,040 円」を「11,240 円」に、「4,560 円」を「4,760 円」に、「8,400 円」を「8,600 円」に、「4,320 円」を「4,520 円」に改める。

Ⅲの 5 の表の不全骨折（固定料）の項の後療料の欄中「830 円」を「840 円」に改める。

Ⅲの 5 の表の脱臼（整復料）の項の整復（固定・施療）料の欄中「10,800 円」を「11,000 円」に、「9,480 円」を「9,680 円」に、「4,320 円」を「4,520 円」に、「2,760 円」を「2,960 円」に改める。

Ⅲの 5 の表の脱臼（整復料）の項の後療料の欄中「830 円」を「840 円」に改める。

Ⅲの 7 中「370 円」を「380 円」に改める。

Ⅲの 11 の表の骨折、不全骨折又は脱臼の項の特別材料費の欄中「1,620 円」を「1,670 円」に改める。

Ⅲの 11 の表の骨折、不全骨折又は脱臼の項の包帯交換料の欄中「720 円」を「750 円」に改める。

Ⅲの 11 の表の捻挫・打撲の項の特別材料費の欄中「970 円」を「1,020 円」に改める。

Ⅲの 11 の表の捻挫・打撲の項の包帯交換料の欄中「360 円」を「400 円」に改める。

Ⅲの 11 の表の合計の欄を削る。

Ⅳの 3 の(1)中「2,810 円」を「2,910 円」に改める。

Ⅳの 3 の(3)の①の b 中「4,040 円」を「4,050 円」に改める。

Ⅳの 3 の(3)の②の b 中「100 円」を「130 円」に改める。

Ⅳの 3 の(3)の②の c 中「780 円」を「790 円」に改める。

Ⅳの 3 の(3)の③中「4,040 円」を「4,050 円」に改める。

附 記

- 1 改正後の基準細目は、令和元年 12 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の診療に要する費用の算定基準、柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、令和元年 10 月 1 日以降の診療及び施術に係るものから適用する。